

令和8年4月28日

令和8年第4回守山市教育委員会定例会提出議案

令和8年4月28日

令和8年第4回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第17号	守山市小中学校結核健康診断対策委員会設置規則の制定に係る臨時代理の承認について	3
議第18号	下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会設置規則の制定に係る臨時代理の承認について	7
議第19号	守山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置規則の制定に係る臨時代理の承認について	11
議第20号	守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について	15
議第21号	守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について	18
議第22号	守山市社会教育委員および守山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について	23
議第23号	守山市図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について	25

議第 17 号

守山市小中学校結核健康診断対策委員会設置規則の制定に係る臨時代理の承認について

守山市小中学校結核健康診断対策委員会設置規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同上の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

臨代第 4 号

守山市小中学校結核健康診断対策委員会設置規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1 号)第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理する。

令和 8 年 4 月 1 日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 辻 本 長 一

守山市小中学校結核健康診断対策委員会設置規則を次のように定める。

令和8年4月1日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第2号

守山市小中学校結核健康診断対策委員会設置規則

(設置)

第1条 教育委員会は、市立小学校の児童および市立中学校の生徒の健康診断における結核の有無の検査（以下「結核健診」という。）を適正かつ円滑に実施するため、守山市附属機関設置条例（令和7年条例第25号）別表第2に規定する守山市計画策定・推進委員会として守山市小中学校結核健康診断対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 小中学校における結核健診の実施計画の策定に関すること。
- (2) 学校における結核健診の実施状況および実施結果の把握に関すること。
- (3) 精密検査対象児童生徒の管理方針の検討に関すること。
- (4) 患者発生時における関係機関との協力および対策の検討に関すること。
- (5) 地域と連携した学校の結核管理方針の検討に関すること。
- (6) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱または任命する。

- (1) 学校指導医
- (2) 結核の専門家
- (3) 医師会の代表
- (4) 所轄保健所長
- (5) 健康福祉部長
- (6) 学校保健管理部会長
- (7) 養護教諭の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内で教育長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場

合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長は、委員の半数以上の者から審議事項等を示し、会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局保健給食課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、従前の守山市小中学校結核健康診断対策委員会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、この規則の施行の日に、この規則による守山市小中学校結核健康診断対策委員会の委員（以下「新委員」という。）として委嘱または任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱または任命されたものとみなされる新委員の任期は、同日における旧委員としての任期の残任期間に相当する期間とする。

議第 18 号

下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会設置規則の制定に係る臨時代理の承認について

下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会設置規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同上の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

臨代第 5 号

下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会設置規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1 号)第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理する。

令和 8 年 4 月 1 日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 辻 本 長 一

下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会設置規則を次のように定める。

令和8年4月1日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第3号

下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会設置規則

(設置)

第1条 教育長は、下之郷遺跡および伊勢遺跡の適切な保存および活用を推進するための基本方針や保存活用計画、整備活用計画等を策定するため、守山市附属機関設置条例(令和7年条例第25号)別表第2に規定する守山市計画策定・推進委員会として下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に提言する。

- (1) 保存活用計画に関すること。
- (2) 整備および活用に関すること。
- (3) 発掘調査に関すること。
- (4) その他計画推進に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員の定数は、15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 下之郷遺跡または伊勢遺跡が所在する地域を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員または教育関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期途中で新たに委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間と同一の期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員長が委員会の委員から選任する。
- 3 専門部会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。
- 4 前条第4項に規定する者および前項に規定する者に対して守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和41年条例第5号）別表に定める計画策定・推進委員会委員の例により報酬を支払うものとする。

(報告)

第8条 委員長は、必要に応じて教育長に会務の進行状況または協議結果を報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長がその都度委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、従前の下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会の委員（以下「旧委員」という。）である者はこの規則の施行の日に、この規則による下之郷遺跡および伊勢遺跡保存整備活用委員会の委員（以下「新委員」という。）として委嘱または任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱または任命されたものとみなされる新委員の任期は、同日における旧委員としての任期の残任期間に相当する期間とする。

議第 19 号

守山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置規則の制定に係る臨時代理の承認について

守山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同上の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

臨代第 6 号

守山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1 号)第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理する。

令和 8 年 4 月 1 日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 辻 本 長 一

守山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置規則を次のように定める。

令和8年4月1日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第4号

守山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、守山市における子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、守山市附属機関設置条例（令和7年条例第25号）別表第2に規定する守山市計画策定・推進委員会として守山市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (2) 推進計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの読書活動推進団体関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 学校教育関係者
- (5) 幼児教育関係者
- (6) 図書館関係者
- (7) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間または委嘱または任命の日から推進計画が策定される日までの間のどちらか短い期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 前項の規定により会議に出席した者に対して守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和41年条例第5号）別表に定める計画策定・推進委員会委員の例により報酬を支払うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、守山市立図書館において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度委員会に諮り、定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、従前の守山市子ども読書活動推進計画策定委員会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、この規則の施行の日に、この規則による守山市子ども読書活動推進計画策定委員会の委員（以下「新委員」という。）として委嘱または任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱または任命されたものとみなされる新委員の任期は、同日における旧委員としての任期の残任期間に相当する期間とする。

議第 20 号

守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について

守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同上の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

臨代第7号

守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和41年教育委員会規則第1号)第5条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理する。

令和8年4月1日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 辻 本 長 一

守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 5 号

守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則

守山市就学支援委員会規則（昭和48年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この規則」を「教育委員会」に、「守山市就学支援委員会の設置および組織運営について必要事項を定めるものとする」を「守山市附属機関設置条例（令和 7 年条例第25号）別表第 2 に規定する守山市委員・事業対象者等選定委員会として守山市就学支援委員会を設置する」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（委員）

第 4 条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから守山市教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者 医師、心理学者その他児童生徒の発達に知見を有する者
- (2) 教育関係者 学校長、教諭その他教育的知見を有する者
- (3) 行政関係者 教育委員会事務局職員、守山市福祉事務所員その他行政職員

第 9 条の見出しを「(その他)」に改め、同条を第10条とし、第 8 条中「教育委員会事務局」の次に「学校教育課」を加え、同条を第 9 条とし、第 7 条第 4 項中「出席をもとめその意見をきくことができる」を「出席を求め、その意見を聴くことができる」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（除斥）

第 8 条 委員は、自己または自己と密接な関係のある者に直接の利害関係を有する事件については、その審議に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 21 号

守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について

守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同上の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

臨代第 8 号

守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1 号)第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理する。

令和 8 年 4 月 1 日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 辻 本 長 一

守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 6 号

守山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

守山市教育委員会事務局組織規則（昭和39年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

教育総務課	総務係 施設係
-------	---------

」を

「

教育総務課	総務・施設係
-------	--------

」に

改める。

別表第 1 中

「

教育総務課	総務係	(1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 教育委員会の規則等の制定または改廃に関する事。 (3) 事務局職員および学校その他教育機関の市費支弁職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に関する事。 (4) 公印の管守に関する事。 (5) 事務局組織および事務執行の総合調整に関する事。 (6) 教育委員会の所掌に係る予算に関する事。
-------	-----	---

		<p>(7) 教育行政に関する相談の連絡調整に関する こと。</p> <p>(8) 教育に係る調査および統計に関すること。</p> <p>(9) 学校（幼稚園を除く。）の寄付採納に関する こと。</p> <p>(10) 旧守山女子高等学校の教職員の処遇に関 すること。</p> <p>(11) 学校法人立命館との連絡調整に関するこ と。</p> <p>(12) 他の課に属さない事項に関すること。</p> <p>(13) 事務局および課の庶務に関すること。</p>
教育総務課	施設係	<p>(1) 学校（幼稚園を除く。）の教育施設の調査 および企画立案に関すること。</p> <p>(2) 学校（幼稚園を除く。）の教育施設の整備 に関すること。</p> <p>(3) 学校（幼稚園を除く。）の教育財産の管理 に関すること。</p> <p>(4) 学校（幼稚園を除く。）の設置および廃止 に関すること。</p> <p>(5) 社会教育施設の営繕に関すること。</p>

」を

「

教育総務課	総務・施設係	<p>(1) 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>(2) 教育委員会の規則等の制定または改廃に関 すること。</p> <p>(3) 事務局職員および学校その他教育機関の市 費支弁職員の任免、分限、懲戒、給与および サービスに関すること。</p> <p>(4) 公印の管守に関すること。</p> <p>(5) 事務局組織および事務執行の総合調整に関 すること。</p>
-------	--------	--

		<p>(6) 教育委員会の所掌に係る予算に関すること。</p> <p>(7) 教育行政に関する相談の連絡調整に関すること。</p> <p>(8) 教育に係る調査および統計に関すること。</p> <p>(9) 学校（幼稚園を除く。）の寄付採納に関すること。</p> <p>(10) 旧守山女子高等学校の教職員の処遇に関すること。</p> <p>(11) 学校法人立命館との連絡調整に関すること。</p> <p>(12) 学校（幼稚園を除く。）の教育施設の調査および企画立案に関すること。</p> <p>(13) 学校（幼稚園を除く。）の教育施設の整備に関すること。</p> <p>(14) 学校（幼稚園を除く。）の教育財産の管理に関すること。</p> <p>(15) 学校（幼稚園を除く。）の設置および廃止に関すること。</p> <p>(16) 社会教育施設の営繕に関すること。</p> <p>(17) 他の課に属さない事項に関すること。</p> <p>(18) 事務局および課の庶務に関すること。</p>
--	--	--

」に

改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議第 22 号

守山市社会教育委員および守山市公民館運営審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について

守山市社会教育委員および守山市公民館運営審議会委員の委嘱につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同条の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

臨代第9号

守山市社会教育委員および守山市公民館運営審議会委員に次の者を委嘱するにつき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和41年教育委員会規則第1号)第5条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

令和8年4月1日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 辻 本 長 一

1 委員に委嘱する者

氏 名	構 成	委 嘱 日
星野 翔太	社会教育関係者	令和8年4月1日

2 委嘱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議第 23 号

守山市図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

守山市図書館協議会委員の任命につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同上の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 28 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

臨代第 10 号

守山市図書館協議会委員に次の者を任命するにつき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

令和 8 年 4 月 1 日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 辻 本 長 一

1 委員に任命する者

氏 名	構 成	任 命 日
河合 雅代	学校教育関係者	令和 8 年 4 月 1 日
河野 貴子		
寺井 信義		
佐伯 一恵	社会教育関係者	
林 未希		
真弓 美矢子		
田中 良信	家庭教育関係者（公募委員）	
小谷 夏希		
遠藤 正一	学識経験のある者	
今関 信子		
岸本 岳文		

2 任期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで